鳥取県公報

令和５年９月26日（火）
号外第８０号

毎週火・金曜日発行

目　　　次

◇　**人委規則**　職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（43）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年９月26日

鳥取県人事委員会委員長　小　松　哲　也

鳥取県人事委員会規則第43号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（特別休暇）
第16条　条例第16条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。
<table>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>(11)　生理日のため勤務が著しく困難である場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>(11の２)　更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状（以下この号において「更年期障害等」という。）のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
</td>
<td>（特別休暇）
第16条　条例第16条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。
<table>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>(11)　生理日のため勤務が著しく困難である場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第２条　県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（特別休暇）
第15条　条例第14条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２</td>
<td>（特別休暇）
第15条　条例第14条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>
項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(11)　生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間
(11の２)　更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状（以下この号において「更年期障害等」という。）のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略	
</td><td>
項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

略	
(11)　生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間
略	
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和５年10月１日から施行する。